鳥取県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年6月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第45号

鳥取県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県林業・木材産業改善資金貸付規則(昭和51年鳥取県規則第53号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号を加える。

> 改正後 改正前

(貸付金の償還方法等)

第5条 略

- 2 略
- における貸付金の償還期間は、当該各号に定める期 間とする。
- (1)~(5) 略
- (6) 地域資源を活用した農林漁業者等による新事 業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関 する法律(平成22年法律第67号)第6条第3項に 規定する認定農林漁業者等が同法第9条第1項に 規定する認定総合化事業を行うのに必要な資金を 借り入れる場合 12年以内(5年以内の据置期間 を含む。)
- 4 前2項の規定にかかわらず、東日本大震災(東日 本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成 に関する法律(平成23年法律第40号)第2条第1項 に規定する東日本大震災をいう。以下同じ。) によ り著しい被害を受けた者で次の各号のいずれかに該 当するものが平成28年3月31日までに貸付けを受け る貸付金の償還期間及び据置期間は、前2項に規定 する年数にそれぞれ3年を加えた年数とする。
 - (1) その主要な事業用資産について東日本大震災 により浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準 ずる損害を受けたことの証明を市町村長その他相 当な機関から受けた者
 - (2) その生産物(その加工品を含む。)に係る売 上げが東日本大震災により平年の売上げに比して 相当程度減少したことの証明を市町村長その他相 当な機関から受けた者

(貸付金の償還方法等)

第5条 略

- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合 3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合 における貸付金の償還期間は、当該各号に定める期 間とする。
 - (1)~(5) 略

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の鳥取県林業・木材産業改善資金貸付規則の規定により貸し付けられている 林業・木材産業改善資金については、なお従前の例による。